

厚生労働省

平成28年度障害者総合福祉推進事業

地域との連携による  
障がい者の社会参加推進に向けた  
農作業の方向性に関する調査研究

平成29年3月

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構  
農村工学研究部門

地域との連携による  
障がい者の社会参加推進に向けた  
農作業の方向性に関する調査研究

目次

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 事業要旨                           | 1  |
| 1. 事業目的                        | 3  |
| 2. 事業の実施内容                     |    |
| (1) 事業の実施体制                    | 3  |
| (2) 事業の方法                      | 3  |
| (3) 研究報告会の開催                   | 6  |
| 3. 調査等の結果                      |    |
| (1) 先行調査結果を活用した地域活動支援センターの実態把握 | 8  |
| (2) 調査対象事例の概要と農作業の特徴           | 9  |
| 4. 分析と考察                       |    |
| (1) 福祉事業所の中日活動における農作業の特徴と類型化   | 24 |
| (2) 農作業の継続に向けた課題と解決方策          | 31 |
| (3) 農作業継続のためのモデル               | 33 |
| (4) 残された今後の課題                  | 35 |
| 5. 検討委員会等の実施状況                 |    |
| (1) 検討委員会等の開催状況                | 37 |
| (2) 公開研究会の開催報告                 | 38 |
| 6. 成果等の公表計画                    | 43 |
| 参考資料                           | 44 |

## 事業要旨

### 1. 事業の視点とねらい

農業と福祉の連携による障がい者の自立支援に向けた取り組みへの関心が高まっている。福祉事業所における農作業の取り組み実態を全国規模で無作為抽出により調査したところ、回答のあった 1,531 事業所のうち、半数を超える 842 事業所が農作業に取り組んだ経験があり、うち 708 事業所では取り組みが継続されていた（平成 27 年 4 月時点）。農作業の取り組みは、障がい者の地域での自立に向けた就労支援につながるとともに、障がい者の心身の健康増進や地域農家等との交流を通した社会参加の契機ともなる。

福祉事業所が農作業に取り組む主たる目的は、「生きがいや達成感」と「工賃」が、3 位以下を大きく引き離して上位を占め、後者がやや上回る。しかし、複数選択での回答を整理すると、日中活動の居場所を提供する地域活動支援センターでは、福祉事業所全体の平均的傾向と比較して選択肢への集中度合いが分散しており、農作業の多様な役割への着目度が高いことが認識される（図 1 参照）。

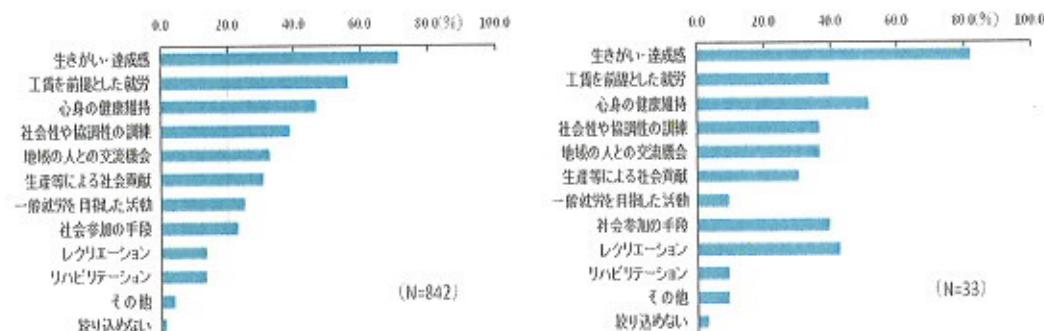


図 1 福祉事業所が農作業に取り組む目的（複数選択；右図が地域活動支援センター抽出）

地域の実情に応じて障がい者の「創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等」を目的として自治体主導で運営される地域活動支援センターでは、働く場が暮らしの場の近接地に位置する農業との親和性が高く、福祉事業所における農作業の取り組みを継続するための課題と方向性に関する知見を得やすいと考えられる。

### 2. 分析結果の概要と考察

地域活動支援センター等の日中活動において農作業に取り組んでいる 13 事例の現地聞き取り調査を行い、その結果を分析することにより、①活動継続のインセンティブや必然性、②農作業技術や経験を特定の者に依存する活動の脆弱性、③農作業人材や物的資源など地域との関係性、の 3 つの括りに類型的に整理することができた。13 の各事例は①～③のいずれかの括り、もしくは 2～3 の括りに重複して該当する（図 2）。

「活動継続のインセンティブや必然性」の存在とは、農作業の取り組みに対する利用者の意欲や関心のほか、販路が安定していること、みその原料となる大豆生産や弁当食材

などの加工や自給的使途が明確な状況が該当する。

「技術や経験を特定の者に依存する脆弱性」とは、一人体制の不安定性であり、農作業の指導者の入院等による突然の中止危機などをいう。

「地域における関係性」とは複数の福祉事業所が連携し合って農作業活動を行うことや農業技術の知見と経験を有する地域住民や組織などとの関係構築を意味する。

これらの分析を通して、

福祉事業所が農作業に持続的に取り組むためには、取り組みのインセンティブを絶えず確保しながら、それぞれの地域において農業者、住民や関係機関などとの良好な関係づくりにも留意することの重要性が明らかになった。そして、小規模な事業所においては、一人体制の脆弱性対策を講じることが必要であることを指摘した。

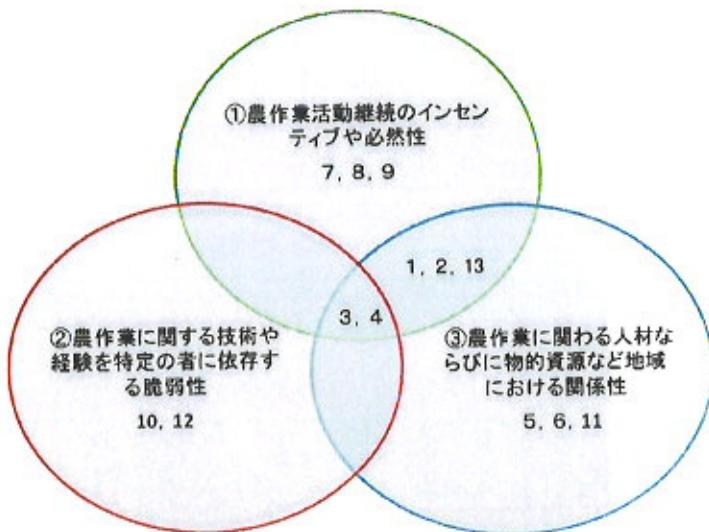


図2 日中活動における農作業取り組みの類型模式図

[図中の数字は、事例番号に対応している]

### 3. 農作業の取り組みを継続するためのモデル

持続的に農作業に取り組むためのモデルとして、「ネットワーク形成モデル」、「農作業技術継承と生きがい共有モデル」、「連作障害回避モデル」を例示した。

「ネットワーク形成モデル」は、野菜栽培など生産活動に取り組めない事業所も排除しないモデルである。農業に関する生産、加工、販売の3つの部門の一つ以上の活動を実践している複数の事業所が、地域で相互に連携しながら、農業と福祉の連携基盤を強化していく成長型のモデルである。「農作業技術継承と生きがい共有モデル」は、福祉事業所が地域の構成員でもあることに着目したモデルで、経験豊富な高齢農業者等から農作業の指導や応援を受け、地域住民やボランティアとも交流しながら地域社会で「生きがい」の共有を目指すところに特徴がある。「連作障害回避モデル」は、栽培する作目を固定した事業所が借り受ける農地が毎年替わることにより、個々の農地ごとに連作障害の発生が抑制されるという土壤科学の知見に立脚した、地域貢献型のモデルである。

これらのモデルは、全国で共通的に適用可能なモデルではないことに留意する必要があるが、農業や農作業の種類が地域によりさまざまであることから、小規模作業所が大切に着目してきた農作業の多様な役割を尊重しながら、福祉事業所が利用者と一緒にオリジナルな農作業継続モデルを構築する際の参考に資するものと考えられる。

## 1. 事業目的

就労系福祉事業所におけるサービス種目としての農作業の取り組みが、障がい者の地域での自立に向けた職域拡大に資するのみならず、心身の健康増進、さらには地域農家や近隣住民との交流を通じた社会参加の契機となることの意義が指摘され始めている。こうした農作業の多様な役割の効用が、障がい者等に居場所を提供する日中活動においても顕著であることが確認されれば、事業所における農作業の取り組みの拡大や地域と連携した活動の拡大が期待できる。

そこで、就労支援事業所に比べて、これまで実態が十分明らかにされていない「地域活動支援センター」や「日中一時支援事業所」等の日中活動プログラム、とりわけ農作業の取組実態を把握する。そして、上述した農作業の多様な役割が、地域活動支援センター等を含めた福祉事業所全般における効用であることを実証的に明らかにして、地域と連携した農作業の取り組み継続のための課題と方向性に関する知見を得る。解決すべき課題が明らかになることにより、地域と連携した農作業を日中活動の選択肢として積極的に取り入れることが可能になる。さらに得られた知見は福祉事業所の地域貢献にも資する。

## 2. 事業の実施内容

### (1) 事業の実施体制

本調査事業においては、事業の円滑かつ効率的な推進を目的として検討委員会を設置し、調査研究の企画、実施、調査結果の分析、評価、とりまとめを行った。構成メンバーは、外部有識者および、障害者福祉施設における実践者、農業分野の研究機関の研究者の7名からなる（表1.1）。検討委員会は、農業分野と福祉分野の連携に係る調査研究実績のある研究者を委員長とし、9月、11月、2月の計3回開催した。

また、検討委員会の下に、調査結果に基づいて「農作業継続モデル」についての検討を行う作業委員会をおいた。作業委員会は、検討委員会構成員のうち、5名を主要メンバーとして、11月に1回、2月に2回の計3回実施した。

なお、その概要是5章の「検討委員会等の実施状況」に示している。

### (2) 事業の方法

#### 1) 事業の流れ

調査事業は、平成28年8月より、次のようなプロセスで進めた。図1.1は計画段階での事業の流れである。予定のスケジュールよりもやや後ろにずれ込んだが、実施内容については、ほぼ計画どおりに進捗した。なお、調査地区数は計画時点では5地区の予定であったが、最終的に8地区15事例の調査となったことから、全体として2~3週間の遅れとなり、研究報告会を2月中旬に開催することとなった。

表 1.1 検討委員会の構成

| 所 属                                      | 氏 名   | 備考    |
|--|-------|-------|
| 公立大学法人 埼玉県立大学<br>保健医療福祉学部社会福祉子ども学科       | 朝日 雅也 | 外部有識者 |
| 社会福祉法人 同仁会のぞみ園                           | 濱川 雅夫 |       |
| 社会福祉法人 同仁会のぞみ園                           | 戸川 圭夫 |       |
| 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構<br>九州沖縄農業研究センター | 島 武男  |       |
| 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構<br>農村工学研究部門     | 石田 憲治 | 委員長   |
| 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構<br>農村工学研究部門     | 唐崎 卓也 | 事業責任者 |
| 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構<br>農村工学研究部門     | 片山 千栄 |       |

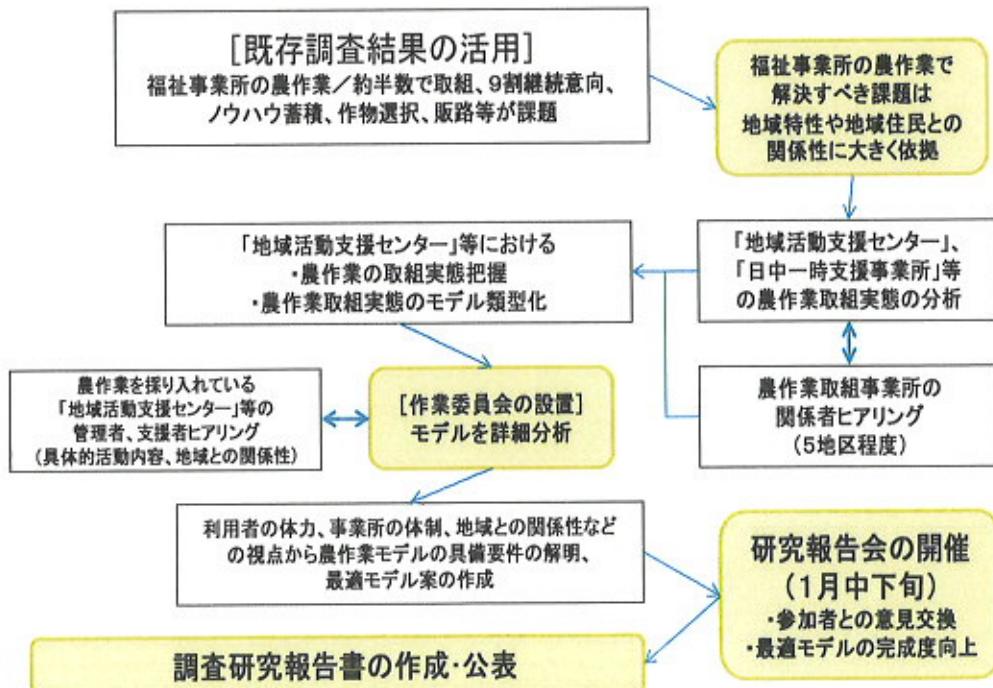


図 1.1 計画段階における事業の流れ図

## 2) 先行調査結果を活用した分析

「社会福祉施設・事業所等における農作業の取組実態全国調査」<sup>1)</sup>においては、無作為抽出による調査対象約3,000事業所のうち回答を得た1,531ヶ所の就労支援ならびに生活介護サービス事業所等の約半数が農作業に取り組んでおり、その9割が継続意向を持つことを明らかにしている。

この中から、農作業の取組経験のある地域活動支援センターの回答を抽出したところ、「現在農作業に取り組んでいる」と回答のあった地域活動支援センターは30ヶ所、「現在は取り組んでいないが過去に取り組んでいた」と回答のあった地域活動支援センターが3ヶ所であった。そこで、日中活動において「農作業に取り組んでいるまたは中断した」33事例を先進事例と位置づけて分析し、ここから調査先を選定することとした。

## 3) 農作業取り組み事業所の実態把握

全国の先進事例調査に先立ち、「地域活動支援センター」や「日中一時支援事業所」の関係者から聞き取りを行った。プレテストを兼ねるこの調査は、岡山県内において実施した。岡山県は、33の先進事例を都道府県別にみると事例数が5件と最多で、かつ本事業実施メンバーの所属する社会福祉法人同仁会の所在地でもある。

プレテストを踏まえ、2)で抽出した33事例のうち「現在農作業に取り組んでいる」30事例から、所在地域、農作業の特徴、地域活動支援センターの形態などが多様になるよう考慮して先進事例調査先13ヶ所を選定した。11月から3月にかけて岡山県を含む全国の地域活動支援センター等の福祉事業所を、調査メンバーで順次手分けして訪問し、聞き取り調査を行うこととした（調査先は後述）。調査は、地域活動支援センターの代表者、農作業等を担当する支援員等を対象とし、それぞれ1～2時間程度の聞き取りを行い、可能な範囲で畠や併設施設の現地踏査を行った。主な調査項目は、地域活動支援センターの概況、農作業取組の動機・背景、農作業の取組内容、地域との関係性などである。

なお、農作業の取組を継続するモデルの検討に資するよう、生産・販売・加工など得意分野の異なる福祉事業所が一体となった取組事例や、水稻、花卉、畜産など多様な農作業を開している事例の2事例を加えて、合わせて15ヶ所の現地調査を行った。

分析の対象は、訪問先のうち、地域活動支援センターおよび日中一次支援事業所に関する13の事例としている。

## 4) 先進事例調査による類型化とモデル案の作成

先進事例についての詳細な活動内容や地域との関係性に関する現地調査を踏まえ、農作業取組実態を類型化するとともに、取組継続を可能にするための複数のモデルを検討した。  
①先進事例の現地調査と農作業取組実態の類型化

先進事例の現地調査結果を整理して、農作業取組実態を、就労形態、事業所の体制などに注目して類型化した。また、取組の継続を妨げる課題について整理した。

## ②取組継続を可能にするための複数のモデルの検討

モデル検討作業委員会において、実態把握や現地調査等から得られた知見を踏まえ、利用者、事業所の体制、地域との関係性の観点から、取組継続を可能にするための複数のモデルを検討した。

「研究報告会」（後述）での、調査結果とモデル試案の報告を通して、モデルに必要な修正を図り、完成度を高めた。こうしたモデルの検討過程と経るとともに、地域活動支援センター等での日中活動における農作業の意義や持続要件等を明らかにして、地域の特性を踏まえて農作業の良さを発揮するモデル案を作成した。

### （3）研究報告会の開催

得られた成果をとりまとめ、農業、福祉、教育分野などの関係者に広く呼びかける研究報告会を岡山市内で企画し、「福祉事業所での農作業による障がい者の自立支援」と題して、平成29年2月18日に開催した（図1.2）。

日中活動としての農作業の様々な可能性について広い視野からみて全体を俯瞰するとともに、幅広く意見を聞くために、調査担当者による調査結果の報告に加え、3人のゲストスピーカーを迎えて「農・教・福連携とネットワークによる障がい者の自立支援」と題してパネルディスカッションを行った。この研究報告会においては、単なる成果の普及のみでなく、会場から積極的に意見が得られる規模での開催とし、成果の充実に努めた。

参考：

- 1) 平成27年度厚生労働科学研究費助成「社会福祉施設・事業所等における農作業の取組実態全国調査」（研究代表者・石田憲治）

～公開研究会のご案内～  
**福祉事業所での農作業による  
障がい者の自立支援**

参加無料

日時：平成29年2月18日(土)13:30～16:30  
場所：TKP岡山会議室 カンファレンスルーム2A  
(岡山駅東口徒歩10分)

全国の福祉事業所における農作業の実態を踏まえて、日中活動や地域活動支援センターにおける農作業の取組も含めた農業と福祉の多様な連携のあり方を探ることを通して、農業、福祉、教育、まちづくりの視点から、地域における農業の重要性と障がい者の自立支援を考えます。

【開会】 13:30 [開場・受付開始 13:15]

プログラム

開会 濱川 雅夫（社会福祉法人同仁会理事・のぞみ園長）

話題提供

「岡山市近郊における福祉事業所の農作業事例から」

戸川 圭夫（社会福祉法人同仁会のぞみ園）

「九州における地域活動支援センターの農作業事例から」

島 武男（農研機構九州沖縄農業研究センター）

「福祉事業所における農作業の実態把握と今後の課題」

片山 千栄（農研機構農村工学研究部門）

パネルディスカッション

「農・教・福連携とネットワークによる障がい者の自立支援」

パネリスト：岡田雄幸（社会福祉法人みどりの町理事長）、水野長志郎（奈良県立奈良東養護学校長）、加邊達士（神戸市北区農でデザインする福祉のまちづくりネットワーク事務局）ほか

コーディネーター 石田 恵治（農研機構農村工学研究部門）

閉会

唐崎 卓也（農研機構農村工学研究部門）

申込み先

①氏名、②所属等、③連絡先（電話またはE-mailアドレス）をご記入の上、  
FAX: 029-838-7609 または E-mail: [agri-com@ml.affrc.go.jp](mailto:agri-com@ml.affrc.go.jp) にて  
登録をお願いします。農研機構農村工学研究部門 名児耶宛（先着順受付）

問い合わせ

E-mail ([agri-com@ml.affrc.go.jp](mailto:agri-com@ml.affrc.go.jp)) にて片山宛お問い合わせください。

登録いただいた個人情報はこの研究会の運営事務にのみ使用します。なお、研究会の動画による撮影はご遠慮下さい。

\*この研究会は、厚生労働省平成28年度障害者総合福祉推進事業 課題名「地域との連携による障がい者の社会参加推進に向けた農作業の方向性に関する調査研究」の取り組みの一環として開催します。

図 1.2 公開研究会の案内

(農研機構のHPにて広報 <http://www.naro.affrc.go.jp/event/list/2017/02/073816.html>)

### 3. 調査等の結果

#### (1) 先行調査結果を活用した地域活動支援センターの実態把握

##### 1) 全国の農作業経験のある地域活動支援センター 33事業所の概要

###### ①所在地域

先行調査結果をもとに抽出した33の地域活動支援センターを所在都道府県別に整理すると、19府県に渡り、そのうち岡山県が最多の5件、次いで千葉県および宮崎県が4件、群馬県が3件であった。

そして、石川県と和歌山県が2件と続き、青森県、宮城県、茨城県、栃木県、福島県、埼玉県、長野県、山梨県、福井県、大阪府、徳島県、佐賀県、鹿児島県が各1件であった。また、市町村の別でみると、市が29件、町が4件であった。

###### ②地域活動支援センターの事業種別

33の地域活動支援センターを種類別にみると、I型が9件、II型が1件、III型が21件、基礎的事業のみのセンターが1件、不明が1件で、III型が最も多くを占めていた。農作業の取り組みを中断している地域活動支援センター3件は、全てI型であった。

###### ③運営主体となる法人の種別

地域活動支援センターに着目したのは比較的小規模な作業所での実態を把握するためであるが、少なからず運営法人の種別の違いが影響していることが、先述した先行調査で確認されている。

33の地域活動支援センターの運営主体を法人別にみると、社会福祉法人が11件、特定非営利活動法人(NPO)が17件、医療系の法人が4件、国公立が1件、その他1件と、特定非営利活動法人が半数となっていた。全国調査で回答のあった福祉事業所全体の結果では、社会福祉法人が最多を占めていたことから、地域活動支援センターの特徴の一つが表れている。

###### ④農作業の特徴

農作業の取り組み状況は、のべ取組年数をみると、短いところでは2年、長いところでは27年となっており、作業している農場の面積は、最少で3m<sup>2</sup>という小規模なところから最大4000m<sup>2</sup>までと多様であった。

また、作業頻度は、週に3回以上のところが9件の27%、2回以下のところが24件の73%で、1回の作業の平均参加人数は、ほとんどは10人以下であるものの、中には40人というところもみられた。

###### ⑤今後の取り組み意向

現在取り組んでいる事業所の実に87%が今後も取り組みを継続したいと回答し、そのうち88%は、拡大も縮小もせず「現状維持」で続けたいとしていた。ただし「わからぬ」との回答が10%あり、継続が難しい状況もうかがわれた。

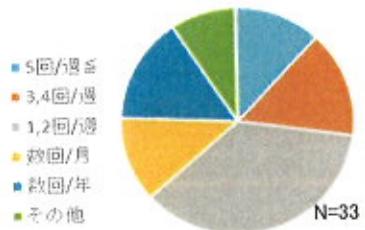


図 3.1 農作業の頻度

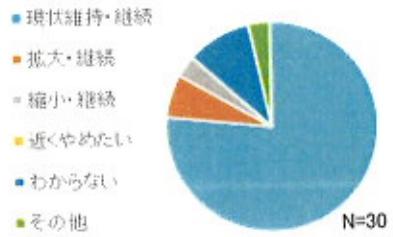


図 3.2 今後の取り組み意向

## 2) 訪問調査先の選定

農作業の取り組みを継続中の 30 事例について、1) でみた所在地域、地域活動支援センターの形態、農作業の特徴などとなるべく多様になるように考慮し、また効率的な調査を実施するために地理的立地条件を加味することとして、先進事例と位置づける地域活動支援センター 10 件を訪問調査先に選定した。

さらに、岡山県内の II 型の地域活動支援センター（アンケートでは農作業取組なしと回答）、日中一時活動支援事業を含む多機能型事業所、宮崎県内のかつては地域活動支援センターであったが現在は就労継続支援 B 型事業所となった事業所、の 3 件を訪問調査の対象とした。

### (2) 調査対象事例の概要と農作業の特徴

#### 1) 調査対象事例の概況

以下では、訪問調査ならびに分析対象となった地域活動支援センター等 13ヶ所での調査結果に絞って記述する。概要と所在地を表 3.1、図 3.3 に示す。

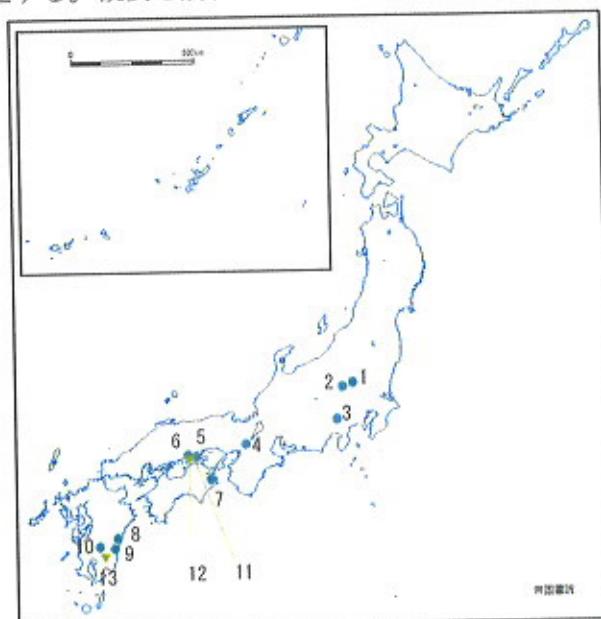


図 3.3 現地調査先（番号は表 3.1 の事例番号と対応）

表 3.1 調査対象事例の概要

| 事例番号 | 府県  | 市町  | 地域活動支援センター種別    | 運営法人      | 併設事業所         | 農作業の位置づけ | 農作業以外の活動                  |
|------|-----|-----|-----------------|-----------|---------------|----------|---------------------------|
| 1    | 群馬県 | M市  | Ⅲ型              | 社会福祉法人    |               | 主        | 軽作業(タオルたたみ)               |
| 2    | 群馬県 | T市  | I型              | 特定医療法人    | あり(自立訓練、相談支援) | 従        | 居場所、レクリエーション              |
| 3    | 山梨県 | F市  | Ⅱ型              | 社会福祉法人    | あり(就労継続B型)    | 従        | 軽作業(部品組立など)               |
| 4    | 大阪府 | S町  | Ⅲ型              | 任意団体      |               | 主        |                           |
| 5    | 岡山県 | T1市 | Ⅲ型              | 特定非営利活動法人 |               | 主        |                           |
| 6    | 岡山県 | K1市 | Ⅲ型              | 特定非営利活動法人 |               | 従        | 印刷、陶芸、小物作り、音楽療法など         |
| 7    | 徳島県 | A市  | Ⅲ型              | 特定非営利活動法人 |               | 従        | 道の駅敷地内のカフェの運営、接客、古紙回収     |
| 8    | 宮崎県 | K町  | Ⅲ型              | 特定非営利活動法人 |               | 主        |                           |
| 9    | 宮崎県 | M1市 | Ⅲ型              | 特定非営利活動法人 |               | 主        |                           |
| 10   | 宮崎県 | K市  | Ⅲ型              | 特定非営利活動法人 |               | 主(中断)    | 軽作業下請け(中止)<br>カラオケ、スポーツなど |
| 11   | 岡山県 | T2市 | Ⅱ型              | 社会福祉法人    | あり(生活介護ほか)    | 従        | 創作活動                      |
| 12   | 岡山県 | K2市 | その他(多機能型事業所)    | 社会福祉法人    | あり(就労継続ほか)    | 主(中断)    | うどん生産・販売、部品の組み立て作業など      |
| 13   | 宮崎県 | M2市 | その他(就労継続B型、元地活) | 特定非営利活動法人 |               | 主        |                           |

なお、調査対象の地域活動支援センターのうち、I型が1ヶ所、II型が2ヶ所、III型が8ヶ所で、そのほか元地域活動支援センターが1ヶ所、日中一時支援事業を含む多機能型事業所1ヶ所である(表3.2)。また、I型、II型は、特定医療法人または社会福祉法人による運営で、いずれも地域活動支援センター以外の事業所を併せて運営しており、III型のうち6ヶ所は特定非営利活動法人(NPO)による運営であった。

表 3.2 調査事業所の所在地と地域活動支援センター形態

| 地 域    | 件<br>数 | 内 訳 |     |      |     |
|--------|--------|-----|-----|------|-----|
|        |        | I型  | II型 | III型 | その他 |
| 関東東海   | 3      | 1*  | 1*  | 1    |     |
| 近畿中国四国 | 6      |     | 1*  | 4    | 1   |
| 九州     | 4      |     |     | 3    | 1   |
| 合計     | 13     | 1   | 2   | 8    | 2   |

\*併設事業所あり

## 2) 事例調査先の概要と農作業の特徴

次に、現地調査により聞き取りを行った各地域活動支援センターの概要と、実施されている農作業の概要と特徴、農作業への期待、抱えている課題等を示す。表題の番号は、表3.1の調査先No.と対応している。

# 事例No. 1

- 農作業が主体の地域活動支援センター
  - 農作業を希望して登録した利用者も多い
  - 利用者中心の農作業、機械作業は職員、試行錯誤で習熟
  - 9時～出勤、9:30～12:00／13:00～15:00過ぎ 各1回休憩
- 農地は基盤整備済みで農業用水が利用可
  - 連作障害回避のため計画的な作付け
  - 1500m<sup>2</sup>を借地（地権者1名）
  - 近隣畜産農家から無償提供の完熟堆肥で地力維持
- 販路として社会福祉協議会の組織力を活用
  - 旧町村単位の活動実績
  - 社会福祉協議会の収入として利用者に工賃還元
  - 生産、出荷調製、販売まで関与 試食も利用者全員で
  - 販売時の積極的コミュニケーションで社会参加、達成感

## 農作業が主な活動の地域活動支援センターⅢ型 (社会福祉協議会の支所ごとに活動の特色:群馬県M市)



## 事例No. 2

- 農作業は活動療法のための畠の一画で
  - 病院の療法は年間あり、野菜、シイタケ栽培など
  - 地域活動支援センターはジャガイモ単作
  - 病院の圃場技術者らが管理する農地を利用可
- 創作活動の一環だが「作業」はすべて農作業
  - 1時間程度の収穫と袋詰め作業
  - 地域住民、ボランティアらと地域交流機会
  - 日光を浴びて適度な運動で健康増進
- 経済的価値以外の農作業の価値を重視
  - 運動による睡眠障害改善と生活リズムの確保
  - 社会参加やコミュニケーションの機会づくり
  - 農業以外の就労にも役立つ生活習慣の醸成

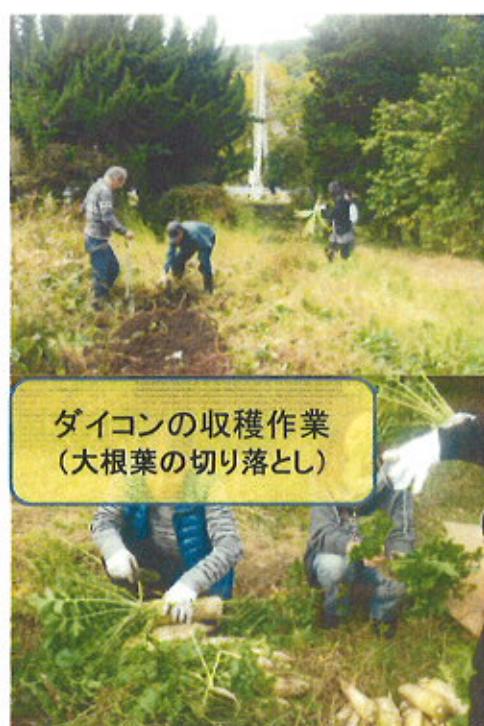
農作業はジャガイモ収穫を中心・イベントで交流  
(病院患者の作業療法のための農場の一部を利用した  
地域支援活動センター I 型での農作業; 群馬県T市)



## 事例No. 3

- みそ加工の原料と弁当食材の確保
  - 安全な自家製大豆と弁当食材の自給、コスト低減
  - 野菜の余剰產品はイベントで販売
  - 弁当は平日約50食／日の安定販路
- 農作業の頻度は低いが地活センターが主体
  - 畑は作業所敷地と近隣に
  - 大豆、夏野菜、ジャガイモ、サツマイモ、大根、アスパラ生産
- 施設長が花卉園芸技術の経験あり
  - 遊休農地は周辺に多くて借りやすい
  - 技術を個人に依存している継続の脆弱さ
  - 一人では、30～40aが限界

地域活動支援センターⅡ型における農作業の取組  
[サツマイモ(紅あずま)と大根の収穫作業:山梨県F市]



## 事例No. 4

- 農作業主体の事業所運営理念
  - 職員／利用者の別なく同一賃金・同一労働
  - 利用者の能力に合わせた運営、個々人の自立
  - 「誰のための作業所か」を見失なわず小規模で
- 48品目の野菜等を完全無農薬栽培
  - 兼業農家子息の通所を契機に同家の農作業を受託、無償で借地
  - 120件の野菜購入会員に配達、代表の入院で中断
  - 栽培から販売まで、接客も社会参加の好機
  - 理念を共有できる全国の農家から仕入れ・販売も
  - 仕入れ先の無農薬栽培確認を兼ねたレク旅行

### 地域活動支援センターの農作業（大阪府S町） 農家と連携・町の支援で運営／収穫・販売・配達で工賃支払



## 事例No. 5

- ・ 規模は小さいが農作業の取り組みは長い実績
  - 果樹と野菜が主体／ビワ、サツマイモ、ミニトマト
  - 無農薬レモンにも取り組み
  - 市場出荷量に満たず、利用者家族の買取とイベント販売
  - 花農家から播種、育苗の受託栽培、資材も供与あり
- ・ 農作業に取り組む環境条件は低下傾向
  - ポンプの故障以降、井戸から水道水利用（コスト高）
  - ボランティアによる農作業協力は続いているが低調
  - イノシシ、サルの獣害が深刻化
  - 主力果樹のビワが樹勢衰弱で更新を要する

NPO法人の運営する地域活動支援センター  
が少人数で取り組む農作業（岡山県T市）



## 事例No. 6

- 家族の交通事故を契機にNPO法人の作業所
  - 施設長が農協勤務経験者、所有の畠で農作業開始
  - 利用者は収穫作業など限定的、スタッフが準備
  - タマネギ、大根、夏野菜、豆類など試行
  - 枝豆(収穫、サヤ取り、殻ムキ、選別、計量、袋詰めなど皆で参加可)、サツマイモ、ニラ、ネギなどの手間のかからない作目を選択
  - ミニトマト、スイカ栽培(収穫・食べる楽しみ)
  - 小規模事業所では指導者人件費、資材費の困窮
- 高次脳機能障害のリハビリに農作業
  - 高次脳機能障害の利用者多い、近隣大学と連携
  - 家族会事務局を担う
  - 送迎できないため、利用希望者全てには対応できず
  - 現在の規模での農作業継続を希望

### 地域活動支援センターⅢ型(岡山県K市) 高次脳機能障がい者の受け入れに農作業



## 事例No. 7

- 道の駅敷地でカフェも運営・土日に来客集中
  - 旧町村の社会福祉協議会設立の作業所が母体
  - 市町村合併時にNPO法人化
  - 廚房とカウンターが占用、イトインは共用空間
- 人気カレーの食材・タマネギが農作業の中心
  - 農作業のできる利用者は一人、他はボランティア
  - 約1km離れた60坪の圃場で約1000本のタマネギ
  - タマネギは保管しやすい(乾燥して3ヶ月保存可)
  - その他野菜、ジャガイモ収穫はボランティア支援
  - 食材利用以外も出荷せず、カフェの陳列棚で販売

### 地域活動支援センターⅢ型 JA直売所に隣接・カフェを運営(徳島県A市)



## 事例No. 8

- 主たる日中活動がニラの調製作業
  - 高齢專業農家(1戸)からの受託作業
  - 収穫物の不良葉を取り、長さと重さ(110g)に調製
  - 搬入、搬出は農家。15コンテナ／日、通年月～金
  - 作業人数の変動は、農家が日々仕事量で調整
  - 作業速度に個人差あり、工賃配分は一部能率給
- 事業所の設立経緯と運営
  - 精神障がい者の家族会運営をH19年NPO法人化
  - 町の地域生活支援事業として運営
  - 資金が確保されれば就労B型に移行も視野
  - 定員充足が課題、人数による補助金変動を危惧

### 地域活動支援センターの農作業(宮崎県K町) [大規模專業農家が持ち込む収穫物の出荷調製作業]



## 事例No. 9

- ・親の会が作業所を設立してNPO法人化
  - 公的機関の公園管理委託や花の買い上げ
  - 家族のボランティアが運営を支援
  - 法人設立以来20年以上の継続利用者が多い
- ・花苗の栽培技術の高さが好評で活動安定
  - 花苗栽培、月3~4回の公園清掃、花壇・植込管理
  - 土日も家族が交代で水やり、公共公園植付は年3回
  - 花苗栽培のハウスは作業所の徒歩圏、健康維持
  - 近隣作業所とも積極的に交流
  - 街角や公共施設などの花需要の低下傾向を懸念

### 地域活動支援センターによる 花苗栽培主体の農作業の取組(宮崎県M市)



# 事例No. 10

- 理事長が中心となった共働作業
  - 利用者も職員も同一賃金で農作業
  - 理事長の入院で農作業中断、畠はやや荒廃
  - 軽作業の委託元が倒産、別法人との統合も検討
- 作業所の設立と現在の課題
  - 約20年前に障がい者の授産作業場所として発足
  - 約10年前に移転も建物新築
  - 地域の障がい者の交流の場、読書やレク活動
  - 工賃の出る仕事の見通し不明
  - 農作業を続けたいが、技術や指導は理事長依存

## 地域活動支援センターⅢ型(宮崎県K市) 理事長の入院で農作業を中断中



## 事例No. 11

- ・ II型の通所施設としての農業生産活動の取組はない
  - 体験型の社会参加活動、食材調達としての買物やおやつ作り
  - 楽しみながら社会適応能力を培う
- ・ 法人内外の別の事業所が行う農作業に参加することあり
  - レクリエーション活動として、収穫体験が年3回
  - パパイヤ収穫への参加、みかん狩り、いもほり
- ・ 土日など休日の居場所提供が事業所の主目的
  - 日中一時支援事業所としても運営
  - 周辺の事業所からも利用

### 地域活動支援センターII型(岡山県T市) 農作業の取組はないが併設事業所や近隣施設での収穫など 生産活動にはレクリエーション活動として参加



## 事例No. 12

- 日中一時支援事業も行う多機能型事業所
  - うどん工房、部品組立の委託作業(就労支援B型)
  - 畑の農園芸作業(生活介護)
  - 異なるサービス事業で花壇が共有できない等の制約
- 農作業の取り組み
  - トマト、サツマイモ、ジャガイモの栽培、収穫
  - 現在中断中のため、草取りの管理作業のみ
  - 販売せず、うどん工房の食材にもしていない
  - 利用者の調理実習などの食材としての利用が夢
- 地域との関係
  - 事業所設立時の近隣の理解が十分でない
  - 地域との交流が必要、バザーでのうどん販売

日中一時支援事業所の農作業(岡山県K市)  
職員の異動により一時中断中



## 事例No. 13

- ・障がい者に大切な「リズム」と「太陽光」に着目
  - 学生時代の音楽修得、家系からの農業、教育経験
  - 障がい者は支援者より忍耐強く農作業に取り組む
  - 機械化と手仕事のせめぎ合い、利用者の仕事を確保
- ・住民や関係機関との関係性を重視した取組
  - ゴマの無農薬栽培技術は近隣農家の支援
  - 知人農家を介した農地の確保、耕作放棄地の活用
  - 田畠を見回り、借用可能な農地を探索、水利、アクセス
- ・栽培方法や固有種にも着目した農作業に挑戦
  - グランドカバープランツの栽培法確立にデータ蓄積
  - 大豆の固有種栽培、適量を工夫した道の駅での販売

### 日中活動による農作業(宮崎県M市) [地域活動支援センターから就労継続支援B型事業所に]



## 4. 分析と考察

### (1) 福祉事業所の日中活動における農作業の特徴と類型化

#### 1) 農作業の多様性と取り組みにおける共通点

現地での聞き取り調査を通して、地域活動支援センターで取り組まれている農作業は極めて多彩であることが明らかになった。例えば、取り組みの目的においても、生産活動としての取り組みはもちろんのこと、作業療法としての農作業の活用などリハビリテーションを目的とした農作業への取り組みやレクリエーションの一環としての取り組みなどである。栽培する農作物についても、季節に応じて露地野菜全般にわたり、枝豆としての利用や加工を前提とした大豆、収穫時の近隣住民との交流会の食材利用を想定したジャガイモ栽培など品目も利用目的も多彩であった。さらに、花壇の管理作業の請負も含めた花づくりのための花苗生産とその育苗事例も存在する（写真4.1、4.2）。

農作業の取組形態も多様である。農家や農業生産法人等からの請負作業として農作業に取り組んでいる事例も少なからず存在した。上述したように、花壇の管理作業を公的機関から受託しており、花壇に植栽する植物を安定的に栽培している事例もあった。農地を確保する経緯も様々である。近隣農家から農地を借地している事例、遊休農地を第三者の斡旋で借り受けている事例、農業を営む利用者の実家の農作業に参加することから農作業に取り組んだ事例、等々である。

さらに、農作業の取り組みの優先性についても取り組み主体により異なっていた。農作業が当該事業所の日中活動の中で主たる位置づけとなっている場合もあれば、従たる位置づけの場合もあった。前者の場合であっても、一部の事例では、指導人材の急な入院や利用者の高齢化などにより、主たる位置づけが危機に瀕している状況も見られた。福祉事業所の関係者にとどまらず、ボランティアにより農作業が支えられているケースもあり、また、その場合のボランティアの事業所との関係も様々である。

このように、農作業の取り組み実態は多彩であり、多彩であることの背後には農作業の



写真4.1 公園の花壇に定植予定の花苗



写真4.2 花苗の定植に向け整地された花壇

役割の多様性が認められる。しかしながら、一方では取り組みの共通項が見いだせることも興味深い。こうした多彩な品目にわたる生産活動は、外作業を主体として取り組まれていることが共通していた。農作業の取り組み事例における共通点は、利用者の健康管理や体力増進の観点から、太陽のもとでの活動を重視していることであった。

さらに、農作業に取り組む目的においては、生きがいや心身の健康維持、レクリエーションや社会参加の手段としての取り組みに着眼点があることが共通して認められる。すなわち、地域活動支援センターなど日中一時支援活動として農作業に取り組んでいる、もしくは取り組んだ経験のある事業所 33 件をとりあげて、農作業に取り組む目的について分析したところ、農作業に取り組んでいる、もしくは取り組んだ経験のある福祉事業所全体を対象とした分析結果と異なる傾向が指摘される（図 4.1）。図 4.1 は、全国の福祉事業所を対象とした農作業の取組実態調査（H27.4 月時点の実態を同年 7～10 月に調査票により把

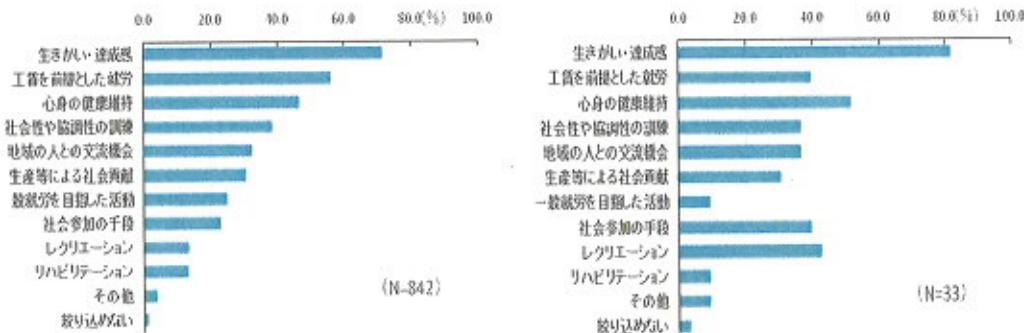


図 4.1 福祉事業所が農作業に取り組む目的（複数選択）【右側は地活 C など 33 件抽出】

握）で回答のあった 1,531 件のうち、農作業に取り組んでいる、もしくは取り組んだ経験のある福祉事業所 842 件全体と日中一時支援活動として取り組んでいる地域活動支援センターなどの事業所のみ抽出した 33 件を対比して示している。

図 4.1 で両者のグラフを比較すると（842 件全体における選択割合の降順で回答項目を並べて表示している、複数回答設問）、「工賃を前提とした就労」の指摘割合の相違は、事業所の設置運営目的の相違を反映した結果であるが、「生きがい・達成感」、「社会参加の手段」、「レクリエーション」の項目については、地域活動支援センターなどの事業所のみを抽出した場合に、これらの項目の選択割合が事業所全体のそれを大きく上回っていることを指摘することができる。他方、「一般就労を目指した活動」の選択割合は相対的に低い。しかしながら、事業所での農作業経験が一般就労後に不可欠な規則正しい生活習慣や他者との交流などの点で、利用者の就労継続に大きな役割を果たしていることが、事業所職員ら支援者からの聞き取り調査で明らかになっている。

図 4.1 の左右のグラフを比較すると、30～40%程度の選択割合を示す項目が項目全体の半数を占めていることが理解され、地域活動支援センターなど日中一時支援活動における農作業の取り組みについては、農作業の役割の多様性が特段に高いことが指摘される。

## 2) 農作業取組の優先度合いによる類型化

調査対象事業所での農作業について、当該事業所での日中活動としての位置づけにより大別した。その際の分類視点は、事業所の日中活動全体における農作業への重点の置き方とした。具体的には、調査対象事業所の日中活動を「農作業が主」、「農作業が主であったが中断中」、「農作業が従」の3つに分類する。併せて、地域活動支援センターのI、II、III型、地域活動支援センター以外の4区分と組み合わせて類型化を行った。

「農作業が主」であるのは、13事例のうち6事例で、その大半が地域活動支援センターIII型で5事例、1事例が元は地域活動支援センターIII型であったが、就労継続支援B型に移行した事業所である。「農作業が主であったが中断中」は2事例が該当し、同III型が1事例と就労支援や日中一時支援等の複数のサービスを提供する多機能型事業所が1事例であった。そして、「農作業が従」であるのは、地域活動支援センターI型が1事例、II型が2事例、III型が2事例のあわせて5事例であった（表4.1）。

表4.1 調査対象事業所における「農作業取組の優先度合い」による類型化

| 活動における位置づけ    | 地域活動支援センター |             |                           | その他            | [全13事例]<br>小計事例数 |
|---------------|------------|-------------|---------------------------|----------------|------------------|
|               | I型         | II型         | III型                      |                |                  |
| 農作業が主         |            |             | 事例1、事例4<br>事例5、事例8<br>事例9 | 事例13<br>(元地活C) | 6事例              |
| 農作業が主であったが中断中 |            |             | 事例10                      | 事例12<br>(多機能型) | 2事例              |
| 農作業が従         | 事例2        | 事例3<br>事例11 | 事例6、事例7                   |                | 5事例              |



写真4.3 ニラの出荷調製（計量・結束）



写真4.4 作業所の敷地での販売風景

### 3) 類型区分と事業所間の共通要素を考慮した調査対象事業所の特徴

表4.1は、調査対象事業所13事例を地域活動支援センターの種別や農作業の取り組みに関する他の活動との相対的な優先度で類型的に整理したものである。これらの特徴のうち、今回の調査対象事例の大半が地域活動支援センターであることから、「地域の実情に応じて、障がい者の創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等」を行うことを目的として自治体が主体となって直接あるいは社会福祉法人や特定非営利活動法人等に委託して運営されているという点で共通している〔地域生活支援事業実施要綱による〕。また、I型では「専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発の事業を実施」するなど、I～III型の種別ごとに制度や施策に依拠した特徴を有している。なお、農作業の継続や中断の方向性の変更が、専ら自治体の障害福祉政策の変更や運営法人や施設長の農作業に対する取り組み方針の変更に拠りもたらされる場合については、本稿では予め考察の対象からはひとまず除外している。

こうした認識に立って、III型の事例1、事例4～5、事例8～9は、障害者総合支援法施行以前の旧法の時代に障がい当事者の家族らが設立した小規模事業所から出発しており、当初から農作業に取り組んでいた事業所が、現行法制度の中で地域活動支援センターIII型に位置づいて、現在も積極的な農作業の取り組みが継続されていると考察される。事例10は、農作業の取り組みを中断しているが、利用者に農作業を指導している施設長が入院したことによる、明確な中断理由が存在する。そして、同事例では「草取り」については作業が続けられており、野菜やイモ類を栽培するための農地が維持されている。

以下では、福祉事業所の日中一時支援活動における農作業の取り組みについて、いくつかの観点から複数の事業所に共通する要素に着目して得られる類型的事項を考究する。同一事業所が、以下に整理するグループの複数に属する場合も勿論あり得る。

#### ア. 農業生産活動により収穫される農産物の用途が日常的に明確に決まっている事例

この類型は、表4.1の半数を超える8事例（事例1～4、事例7～9、事例13）が該当する。ただし、具体的な用途や販路はさまざまである。

順不同で列挙すると、①道の駅や高齢者施設などの社会福祉協議会傘下の施設での定期的な販売（事例1、事例13）、②事業所の敷地内等の売店やカフェスペースでの販売（事例4、事例7）、③事業所の弁当調理部門や加工部門の食材として活用（事例3）、④地域住民やボランティアとの交流イベントに活用（事例2）、⑤公園管理の花苗栽培や出荷調製作業の業務として公的機関や農家から受託（事例8、事例9）などの特徴がある。

これらの事例では、生産活動により収穫に至った農産物の販路が安定しており、また、自らの事業所での加工食材としての活用があつたり、公的機関等からの安定した買い上げが見込まれていることが、農作業の継続を担保していると認識される。

#### イ. 農作業の指導者が実質的に一人に限定されている事例

本調査における対象事例にかかわらず、福祉事業所において農作業の指導を専任とする支援者が配置されている事例はほとんど見られないが、小規模な作業所においては「一人体制」による制約は、農作業の継続にとって極めて深刻な影響をもたらしている。この類型には3事例（事例3、事例4、事例10）が該当する。

具体的には、農作業を指導する施設長や職員等の健康状態により、大幅に規模を縮小したり（事例3、事例4）、中断を余儀なくされたり（事例10）する事態が生じる。また、比較的大きな規模の法人が運営する福祉事業所であっても、施設長や職員の人事異動により農作業の経験者や指導者が一時的に不在となる状況（事例12）が生じている。

このように、農作業に関する技術や利用者の指導を特定の個人に依存していることは、長く農作業に取り組んできた活動実績を有する福祉事業所の活動継続における、大きなリスク要因であると考えられる。

#### ウ. 運営法人内の事業所や併設事業所等との連携に依拠した農作業の取り組み

この類型には、関係性の具体的な内容は異なる3事例が該当する（事例2、事例3、事例11）。まず事例2は、精神科病院に隣接する、医療法人が運営する地域活動支援センターI型であるが、ここでの農作業の取り組みには、年間を通して実施される病院の作業療法のための農地の存在と、そうした治療環境を良好に維持するための病院スタッフらによる圃場管理の存在が密接に関わっている。病院の作業療法では、農作物を育てる畑の管理作業は患者さんが行うが、こうした治療が円滑に実施できるよう、日常の草取りや水やり、畑全体の維持管理等については、常時、経験や技術を有する職員が配置されている。事例2の農作業は、病院の有する畑の一画を借用して利用するため、毎年、使用する畑は替わるが、常に管理の行き届いた畑を利用することができる。

事例3及び事例11は、ともに地域活動支援センターII型の事業所である。事例3では、併設事業所で弁当づくりやみその加工を行っていることから、部門間で連携することにより農作業に取り組む利点が相乗的に向上する。地域活動支援センターの事業所にとっては、販路を心配せずに農業生産活動に取り組むことができ、工賃の確保もつながる。他方、加工部門や弁当部門にとって、生産現場が目の届く範囲にあることで安全で安心な食材を調達することができる。みそ加工には大量の大豆を必要とすることから、安定的な食材供給源を内部化できることは、経費の節減とともに品不足による価格高騰時のリスク軽減にも寄与すると捉えることができる。

事例11は、近隣の農地で農作業に取り組んでいる市内の事業所や法人内で農作業取り組んでいる事業所との交流の場として、果樹や野菜の収穫にレクリエーション活動として参加している。事例11には、平日は就労系の事業所に通所しながら、土曜日や日曜日の居場所として利用登録している利用者も少なくない。彼らにとって日頃は農作業との接点が皆無な場合もあり、レクリエーション活動としての農作業の取り組みが利用者にとっての

非日常の体験となり関心が高い場合も多い。

福祉事業所が日中活動として農作業に取り組む場合の多様な役割の存在を裏付けている。事例 3 及び事例 11 の事業所においては、ともに農作業は従の活動であり、さまざまな活動時間全体の中での活動割合はともに高くない。

#### エ. 地域住民や関係機関等との関係性など交流目的を重視している事例

この類型には、5 事例（事例 2、事例 4～6、事例 13）が該当する。事例 2 では、農作業の取り組みは限定的である。ジャガイモの単作であり、利用者が主に関わる作業は、3 月下旬の「種イモの植え付け」と 6 月の収穫時期の「芋掘り」に限られる。実際に利用者が農作業に取り組む頻度としては極めて少ないにもかかわらず、長く続いている理由は、収穫物という成果が見えることと利用者にとって達成感が得られることである。

しかも、こうした農作業の意義を、病院の作業療法への農地利用体制がしっかりと支えている。運営法人が同じ病院との農作業に関する良好な関係が構築されており、地域活動支援センターの活動は作業療法に農地を活用する精神科病院の圃場管理に支えられている側面が大きい。

病院では旬の野菜の栽培をはじめ毎年、多くの作目を連作するが、地域活動支援センターに農地を提供することにより、数年に一度のジャガイモ作付けを導入することとなり、作目のローテーションを行うことができて連作障害が回避される。農地の一画を割り当てて確実にジャガイモを植え付けてくれる地域活動支援センターの農作業活動が、病院の所有農地を健全管理する上で有効に作用しているのである。また、事例 2 では、収穫作業のあとに病院敷地屋外にあるオープンスペースで、地域住民や福祉系大学の学生ボランティアとのバーベキュー交流会の開催が恒例となっており、「医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化」や「地域住民ボランティアの育成」という、地域活動支援センター I 型の運営の趣旨にも適合している。

事例 6 は、高次脳機能障がいの利用者が多く、高次脳機能障がいに高い専門医療技術を有する近隣の医療系大学との関係が構築されている。大学とは医療面のみならず研究面での連携もあり、事例 6 の事業所は高次脳機能障がいの家族会の事務局も担っている。印刷、陶芸、小物づくり、音楽療法など多彩な活動に取り組んでおり、活動全体の中では農作業に関する活動は従である。

事例 4 及び事例 5 は、地域住民との関係を重視しており、また、地域住民からの支えも定着している。前者は、利用者の実家の農地を利用して農作業を請け負いながら、担える作業を分担しながら一緒に農作業に取り組んでいる。後者も利用者の手に負えない作業を地域のボランティアらが支援しており、切り花の苗づくりの受託作業では、播種、育苗のみを担うこととして、土やポットの提供も委託元の近隣農家の理解を得て、作業内容や作業量を利用者の体調と技能に合わせることにより農作業を継続させている。

さらに、事例 4 では、収穫物を地域住民が買いに来てくれることにより、地域住民と利

用者の交流機会が生まれることを重視して、袋詰めや販売時の接客対応まで利用者が担えるよう、価格設定をワンコインにするなど計算を簡単にする工夫がなされていたり、近所の店舗での価格を意識して集客を行い、利用者の地域住民との交流や社会参加機会を確保したりしている。

事例 13 は、もともと地域活動支援センターとして運営していた事業所が、就労継続支援 B型事業所となった事例である。同事業所では、企業と提携してカバーブランツ植物の株分けによる増殖に取り組んでいる。ゴマの無農薬栽培では、洗浄機を導入した殻などの異物除去、乾燥、選別作業を行い、3ヶ所の道の駅で販売している。技術の習得や栽培農地の確保については、近隣農家や農業委員会との関係性を重視して、日頃から交流に努めるとともに、大学とも連携して地域の固有種のダイズ栽培も手がけ、栽培法を確立することで他の福祉事業所の職域拡大も視野に入れるなど、積極的な農作業の取組を行っている。

#### オ. 農地や農業用水などの地域資源の存在が推進／抑制要因となる農作業の取組事例

この類型には、5事例が該当する。農業の担い手の高齢化が一層加速する状況下で、5事例ともに従来の耕作者が農地を手放す状況が共通しており、福祉事業所が農地を借地するためのハードルは、農家との競合や新規参入者への制度緩和の両面から低くなってきていている。作業所からの距離を不問にすれば、農地はいくらでも借りることができ（事例 3）、地域の農業者と交流して農業委員会からも情報を得て、遊休化しそうな農地を借り受ける（事例 13）ことが可能になっている。ただし、一方では、新駅の設置を契機に市街地開発が加速している地域（事例 4）では、農地が転用の危機に瀕している場合も生じている。

農業生産基盤整備の完了している農地を借地している場合（事例 1、事例 13）には、農業機械の導入も容易で農業用水も利用できることから、有利な営農条件下で農作業に取り組むことができる。それに対して井戸水に依存している傾斜地畠では、ポンプの老朽化により井戸からの揚水ができなくなって水道水を使用することになり、用水コストが嵩んでいる（事例 6）。

以上、地域活動支援センター等の中活動における農作業の取り組み事例を、①活動継続のインセンティブや必然性【上記ア.】、②農作業に関する技術や経験を特定の者に依存する脆弱性【上記イ.】、③農作業に関わる人材ならびに物的資源など地域における関係性【上記ウ、エ、オ】の3つの括りにより類型的視点から整理した。もちろん、現実の地域社会で「農作業」という実践的活動に取り組む上では、それらの3つの括りの一つに明解に区分されることは必ずしも多くない。

そこで、3つの括りを模式的に円で表して、重なり具合も含めて可視化したのが図 4.2 である。例えば、事例 3 は中央の3つの円の全てが重なるエリアに表示されており、①～③のすべての類型的特徴を持ち合わせていることが認識される。なお、共働作業所の系譜を持つ福祉事業所が2事例存在していた（事例 4、事例 10）。共働作業所では、職員と利用者

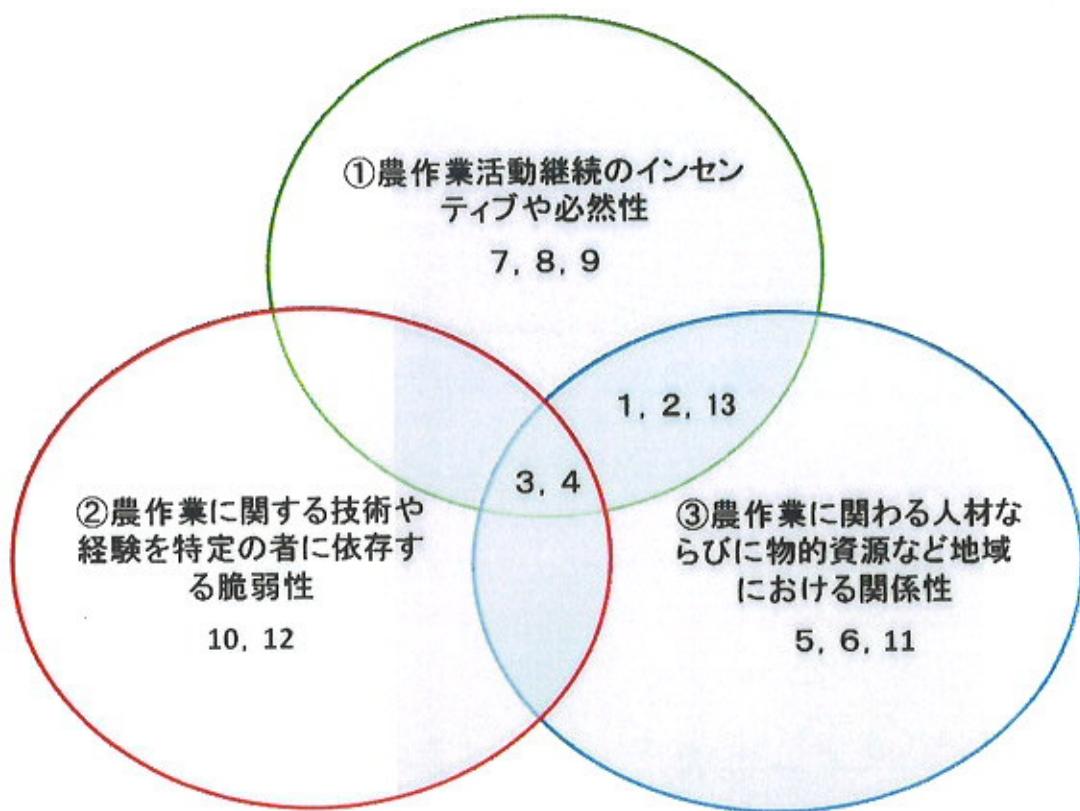


図 4.2 地域活動支援センター等の日中活動における農作業取組の類型模式図  
[図中の数字は、事例番号に対応している]

がそれぞれ役割を持って一緒に働き、同一の工賃を取得する。本報告書で取り上げている13事例の中に2事例が該当するが、それらの事業所では自治体からの助成金などで支払われる役職員の給与のうち、役職員は利用者の工賃と同額しか受け取らず、差額を利用者の工賃として配分したり（事例4）、事業所への寄付として積み立て、作業所移設時の建設費に充当したり（事例10）しているケースも見られた。

## （2）農作業の継続に向けた課題と解決方策

先述したとおり、地域活動支援センター等における日中活動としての農作業の取り組み事例の調査を通して、就労支援にとどまらない農作業の多様な役割の存在が明らかとなつた。そして、農作業活動を継続する上で大切な、取り組みに対する利用者らのインセンティブや農作業が継続することによる事業所としての利点など必然的要因の不可欠性も少なからず必要であることが顕在化した。さらに、福祉事業所の農作業活動の継続には、人的資源においても物的資源においても地域との関係性が極めて重要であることを実証的に明らかにすことができた。

一方で、長期間にわたって地域とも連携しながら農作業活動を継続してきた福祉事業所

等においては、小規模であることの利点を活かしつつも、農作業の技術や経験が特定の個人に依存しているという、組織的活動として継続する上での脆弱な一面も有していることが指摘された。利用者自らが達成感や生きがいを実感し、支援者も農作業の効用を指摘するにもかかわらず、農作業の指導者が体調を崩した途端に取り組みが中断したり、中断の危機に瀕したりする事実は、福祉事業所における今後の農作業の方向性を考える上で極めて重要な視点であると言えよう。

これらのことから、福祉事業所における農作業の取り組み継続モデルを想定するとき、目標となるモデルは、図4.2に示した模式図における①と③の交わる積集合のエリアへの到達を目指すモデルであると考えられる。具体的なイメージとして図4.2のベン図を用いて述べると、②の集合に位置している福祉事業所が、現行の特定の個人に依存している脆弱性を改善して①や③にシフトすることが期待され、①と③の重なる積集合エリアの相対的な拡大が併せて希求される。

こうした農作業継続のための課題を整理すると、農作業の取り組みを持続的に行うためには、特定の個人への過度な依存は避ける必要がある。福祉事業所における農作業活動の指導を担う後継人材の育成が重要である。現在のベテラン指導者と同等の農業技術や経験を有する人材を簡単に得ることは決して容易なことではない。福祉分野の専門性のみならず、障がい者の日中活動における「農作業の取り組み」を指導する人材についても、日頃から育成する姿勢が大切である。福祉事業所として農作業の取り組みを重視することが、多様な農業の役割を活かした障がい者の自立を促すことに寄与するのだということを絶えず念頭に置く必要がある。

一人体制の脆弱性は、福祉事業所の努力のみで解決するわけではない。特に、施設長以下常勤の職員数の限られる小規模な事業所では、事業所運営自体にも影響が及ぶ重要な課題であり決して見過ごせない。また、活動は農業だけではないため、利用者の他の関心事についても、利用者の障がい特性や意向を踏まえつつ、活発な活動を実施する必要に迫られる。そのためにも、近隣事業所とともにそれぞれの得意分野を担当して連携することや、地域との関係性を強化して、地域の人材を有効に活用することが期待される。

例えば、地域活動支援センターにおける農作業活動の際に、地域の高齢農業者が積極的に参加して利用者らと交流することも大きな効果を發揮する。障がいに関する専門知識を持ち合わせてなくとも、福祉事業所の支援員らに協力して利用者の農作業を指導できる人材が地域には少なくない。プロ農家の人々に交じって福祉事業所の利用者が農作業に取り組むことはかなり敷居が高いが、高齢の農業者や就農を目指そうとする新規参入者、援農ボランティアらと一緒に農作業に取り組むことは、日中活動に居場所を求める利用者にとって社会参加の好機会ともなる（写真4.3、写真4.4）。

複数の福祉事業所が連携し合って農作業活動を行うことや農業技術の知見や経験をもつ地域住民との関係づくりに努めることは、農作業に取り組もうとする福祉事業所が持続的に活動を継続するための重要な一步である。



写真 4.3 高齢農業者や支援員の指導を受け新規、  
参入者らとマルチ張り作業をする利用者



写真 4.4 生産活動をしない事業所も農産物  
直売の役割を發揮

### (3) 農作業継続のためのモデル

これまでの分析を通して、福祉事業所が農作業に持続的に取り組むためには、取り組みのインセンティブを絶えず確保しながら、それぞれの地域において農業者、住民や関係機関などとの良好な関係づくりにも留意することの重要性が明らかになった。そして、小規模事業所などにおいては一人体制の脆弱性対策を講じることの必要性を指摘した。

#### 1) ネットワーク形成モデル

そこで、調査着手時点において仮説的に構想していた概念の検証をもとに、農作業継続のためのモデルとして、まず「ネットワーク形成モデル」を提示する。農作業の継続に直接または間接的に影響を及ぼす、生産、加工、販売の3つの部門を地域で相互に連携しながら、地域における農業と福祉の連携基盤を強化していくモデルである。複数の福祉事業所がそれぞれ異なる運営基盤の特徴を有し、かつ人的資源の配置状況や利用者の年齢、障がい特性などが異なる状況下で、若干の盛衰があることは前提としつつ、相互に交流しながら向上していく成長型のモデルである。そして、モデルの実践を通して、地域自体の活力も高まることを想定している。

近所の高齢農家から農地を借りて野菜の栽培や花苗づくりを行うことで農作業に継続的に取り組んできた福祉事業所が収穫した生産物の売り先に困って栽培面積や取り組み規模を縮小する危機に瀕した場合、図4.3に示したように、販売を手がける別の福祉事業所の販路を利用して農作業の取り組みを継続

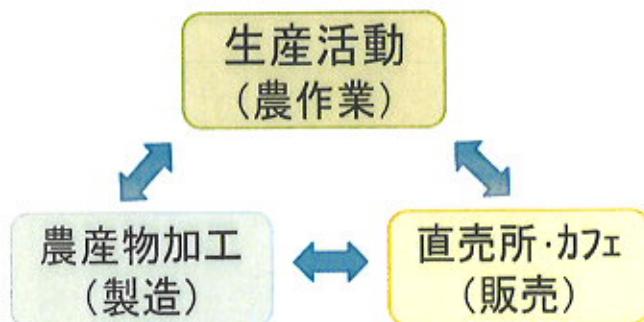


図 4.3 ネットワーク形成モデル

させることができる。また、余剰になる収穫物を連携先の福祉事業所が運営するレストランの食材として利用することより、無駄になる生産物を最小限にとどめることができる。さらに、農業生産に取り組む福祉事業所間で栽培技術の相互交流を図ることや、福祉事業所間で得意な部門を持ち寄って相互に連携することにより、福祉事業所における幅広い技術の構築や次世代への継承にもつながることが期待できる。

## 2) 農作業技術継承と生きがい共有モデル

次に示しているモデルは、福祉事業所が積極的に農作業に取り組むことにより、遊休地や耕作放棄地発生の抑止を図るとともに、高齢農業者らが農作業技術の指導を行い、新規就農予定者や地域内外の市民ボランティアらとも農作業を通して交流しながら「生きがい」を共有することを目指したモデルである（図4.4）。

このモデルの特徴は、地域の構成員でもある社会福祉法人や福祉事業所が、高齢化して第一線を退いた経験豊富な農業者らにより、農作業の指導や応援を受けるしくみの構築を促すモデルであり、交流しながら地域社会で「生きがい」の共有を目指すところに特徴がある。

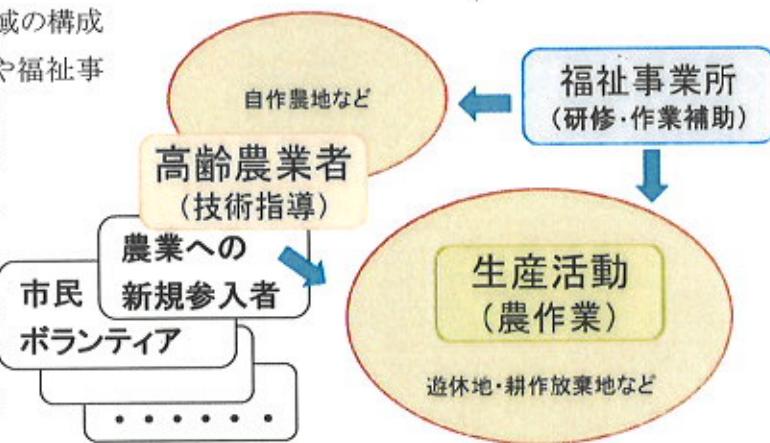


図 4.4 農作業技術継承と生きがい共有モデル

らも自由に交流し得ることも

障がいのある人々の地域における自立支援を促進する趣旨に適合しており、多様な人材が農作業を通して地域資源を活用しながら交流することの意義が大きいと認識される。

### 3) 連作障害回避モデル

このモデルは農業生産の技術的側面に着目したモデルで、農作業に取り組む頻度が低い福祉事業所にも適している。

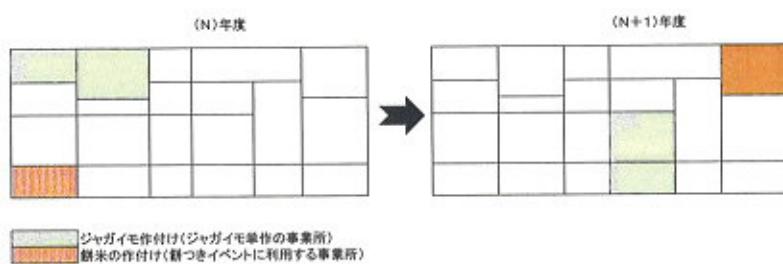


図 4.5 連作障害回避モデルの模式化（事業所の使用区画が毎年移動）

このモデルは、農業生産を行う地域の農地利用において連作障害の回避のために、同一の区画に同じ作目を連續して作付けすることを避ける技術を活用して、周辺農地の作付け計画を勘案しつつ、決まった作目を毎年作付けする福祉事業所が利用する区画の配置を適正に定めて、その年の利用区画を移動するモデルである。少し堅苦しい表現をあえて使うならば、作物栽培学と土壤科学に立脚したモデルであると言える。

種イモの植え付けとジャガイモの収穫行事を毎年定期的に行う福祉事業所の農作業活動で利用する農地区画の存在が、連坦する多くの区画全体を連作障害の発生から守っている意義にも注目される。

図4.5は、本調査の対象事例の一つである地域活動支援センターが日中活動として農作業に取り組んでいる実態からもたらされている波及効果を土壤科学的観点から普遍化して、模式的に図化したものである。地域の畑では、農家の土地所有実態に照らすと、図4.5のようにきれいな整形区画とはならないことが多いが、畑の区画群にも同様に適用できる方法である。一定の期間ごとにジャガイモの作付けが行われることにより、葉菜作付けの長期連作時に発生しがちな、いわゆる連作障害を回避する効果は、地域農業の実践の場に応用しても、共通して指摘することができる。

#### (4) 残された今後の課題

さまざまな課題を抱えながらも農作業の取り組み継続意向を有する福祉事業所にとって、困難克服の一助になると思われる「農作業継続モデル」について、図4.3～4.5に示した。ただし、これらのモデルは、地域における人や組織や土地・水などの物的資源の存在状況に応じて、取り組む上で制約が生じることも想定される。全国で共通的に適用可能なモデルとは言い難い点には、十分留意する必要がある。

しかしながら、農業も、農業を営む中で必要となる農作業の種類も、地域によりさまざまである。むしろ農業は、こうした地域のコミュニティや風土の多様性の中で発展してきた。したがって、どこにでも適用できるモデルの優位性が高いことは決してない。また、福祉事業所で取り組む農作業が全国共通である必要性は何ら存在しない。気候風土はもちろん、それぞれの福祉事業所が抱える事情に照らして、図4.3～4.5に例示したモデルを参考にしながら、自らの「事業所オリジナル」の「農作業継続モデル」を利用者と一緒に構築する過程における困難克服の意義も大きいと考えられる。

実際に、本調査対象事例として取り上げた地域活動支援センターIII型の事業所の多くは、障がい当事者の家族会が社会生活における自立を支援する目的で設立した小規模作業所を母体とするものであった。そして、農作業が太陽の下で障がい当事者の健康的な活動リズムづくりに適しており、授産作業としての役割も持つこと、生産物を販売することが社会参加の契機となること等々、農作業のもたらす多様な効用が潜在的に認識されつつ、長く取り組みが続いてきたと考えられる。

食料を安定的に生産したり、障がい者を適切に支援したりすることの重要性は搖るぎな

く高い優先性を有する一方で、農業や障がい者を取り巻く社会的環境は変容を続けている。近年、人口減少社会の到来による深刻な将来像が、いよいよ現実味を帯びてきた。経済合理性が先行する中で、安全性よりも価格競争が優先されて生産の場が国外にアウトソーシングされ、障がい者を支援する人材の高齢化も日々進行している。この事実に立ち向かい、公的支援を投入しながら、「地域主導」で「農業と福祉をマッチングする」ことが、これまでに経験しなかった以上の水準で重要性を増している。

このような状況を鑑みると、今後、本調査事業で明らかにした「農作業継続モデル」を踏まえて、担い手不足が先行する農業の分野で、地域と連携しながら福祉事業所が農作業に取り組む要件を早急に解明する必要がある。

## 5. 検討委員会等の実施状況

### (1) 検討委員会等の開催状況

#### 1) 第1回検討委員会

日 時：平成28年9月16日（金）14時～17時  
場 所：農研機構農村工学研究部門 第4会議室（茨城県つくば市観音台2-1-6）  
出 席：濱川雅夫（（社福）同仁会のぞみ園）、島武男（農研機構九州沖縄農業研究センター）  
石田憲治、唐崎卓也、片山千栄（農研機構農村工学研究部門）  
(朝日委員には、事前(9月12日)に当日の議事概要について説明し了解済み)  
議 事：(1) 調査概要の確認、(2) 実施体制の確認、(3) 現地調査の分担、  
(4) 予算執行計画の検討、(5) スケジュールの検討、(6) その他

#### 2) 第2回検討委員会

日 時：平成28年11月18日（金）9時～11時  
場 所：社会福祉法人同仁会のぞみ園 会議室（岡山県玉野市木目1461）  
出 席：濱川雅夫、戸川圭夫（（社福）同仁会のぞみ園）、島武男（農研機構九州沖縄農業研究センター）、石田憲治、唐崎卓也、片山千栄（農研機構農村工学研究部門）  
議 事：(1) 検討委員会設置要領（案）について、(2) 調査の進捗状況について  
(3) 地域活動支援センター調査先検討及び調査の実施について  
(4) 作業委員会の設置について、(5) その他

#### 3) 特別検討委員会（外部有識者意見聴取会）

日 時：平成28年12月19日（月）13時～15時  
場 所：公立大学法人埼玉県立大学 朝日教授研究室（埼玉県越谷市三野宮820）  
議 事：石田・片山両委員より事業経過を説明の上、外部有識者・朝日雅也委員（埼玉県立大学）より意見聴取；(1) 地域活動支援センターにおける農作業モデル（案）の助言・指導、(2) 調査中間とりまとめについて、(3) その他

#### 4) 第3回検討委員会

日 時：平成29年2月28日（火）14時～17時  
場 所：農研機構農村工学研究部門 第4会議室（茨城県つくば市観音台2-1-6）  
出 席：朝日雅也（埼玉県立大学）、濱川雅夫（（社福）同仁会のぞみ園）、島武男（農研機構九州沖縄農業研究センター）、石田憲治、唐崎卓也、片山千栄（農研機構農村工学研究部門）  
議 事：(1) 現地調査ならびに研究会の開催報告、(2) 調査研究のとりまとめ（報告書作成）について、(3) その他

## (2) 公開研究会の開催報告

### 1) 公開研究会の概要

公開研究会を、平成29年2月18日土曜日13時30分より、TKP 岡山会議室カンファレンスルーム 2Aにおいて、「福祉事業所での農作業による障がい者の自立支援」をテーマに開催した。開催要領は下の囲みに示すとおりである。

大学、特別支援学校、農政局、国立研究開発法人、社会福祉法人、NPO 法人、民間会社の各方面から 23名の参加を得て、福祉事業所や地域活動支援センターにおける農作業の実態について、調査結果の報告、現場の実践実態を幅広く議論する機会となった。就労系の事業所等における農作業と地域活動支援センターなど日中活動支援として行われている農作業では、障がい当事者にとっての意味が異なり、福祉系の施設における農作業の意義や役割の多様性を確認した。

現地調査や分析結果からは、総合支援法成立以前の旧制度下での授産作業としての農作業を原点とする生産活動の取り組み、医療法人における精神科病院敷地に隣接する地域活動支援センターの農作業の特徴、社会福祉協議会の組織力を活かして販路を安定させた農作業の取り組みなど、今後の福祉事業所における農作業の方向性に関する知見を整理することができた。

日 時：平成29年2月18日（土） 13：30～16：30（開場 13：15）

場 所：TKP 岡山会議室 カンファレンスルーム 2A （岡山市北区磨屋町1-6）

テーマ：福祉事業所での農作業による障がい者の自立支援

開催趣旨：全国の福祉事業所における農作業の実態を踏まえて、日中活動や地域活動支援センターにおける農作業の取組も含めた農業と福祉の多様な連携のあり方を探ることを通して、農業、福祉、教育、まちづくりの視点から、地域における農業の重要性と障がい者の自立支援を考えます。

プログラム（敬称略）：

13:30 開会挨拶（濱川雅夫）

13:35～ 調査研究報告「岡山市近郊における福祉事業所の農作業事例から」（戸川圭夫）

13:55～ 「九州における地域活動支援センターの農作業事例から」（島 武男）

14:15～ 「福祉事業所における農作業の実態把握と今後の課題」（片山千栄）

14:35～ パネリストの紹介と運営方法について（説明後、休憩 10分）

14:50～ パネルディスカッション

「農・教・福連携とネットワークによる障がい者の自立支援」

パネリスト（ゲスト3名）

社会福祉法人みどりの町 理事長 岡田 雄幸

奈良県立奈良東養護学校長 水野 長志郎

意見交換に先立ち、3名の  
パネリストの方よりお一人  
15分程度の話題提供

神戸市北区・農でデザインする福祉のまちづくりネットワーク事務局 加邊 達士

話題提供者（戸川、島、片山）

コーディネーター（石田憲治）

16:30 閉会挨拶（唐崎卓也）

公開研究会の開催要領

## 2) 会場の様子



開会挨拶



パネリストによる話題提供（岡田雄幸氏）



パネリストによる話題提供（水野長志郎氏）



パネリストによる話題提供（加邊達士氏）



パネルディスカッション  
(左より、石田、片山、  
戸川、岡田氏、水野氏、  
加邊氏、島)

## 3) 配付資料（抜粋）

当日の配付資料の一部を以下に示す。

厚生労働省平成 28 年度障害者総合福祉推進事業  
課題名「地域との連携による障がい者の社会参加推進に向けた農作業の方向性に関する調査研究」  
公開研究会資料

## 福祉事業所での農作業による 障がい者の自立支援



平成 29 年 2 月 18 日

配付資料 表紙

「福祉事業所での農作業による障がい者の自立支援」  
研究会資料 目次

[調査報告]

|                          |       |    |
|--------------------------|-------|----|
| 岡山市近郊における福祉事業所の農作業事例から   | ・・・・・ | 2  |
| 九州における地域活動支援センターの農作業事例から | ・・・・・ | 6  |
| 福祉事業所における農作業の実態把握と今後の課題  | ・・・・・ | 10 |

[パネルディスカッション]

「農・教・福連携とネットワークによる障がい者の自立支援」

|   |     |    |
|---|-----|----|
| 岡田雄幸氏（社会福祉法人みどりの町・理事長）話題提供資料                      | ・・・ | 15 |
| 水野長志郎氏（奈良県立奈良東養護学校・校長）話題提供資料                      | ・・・ | 21 |
| 加邊達士氏（神戸市北区「農でデザインする福祉のまちづくり<br>ネットワーク」事務局）話題提供資料 | ・・・ | 24 |

配付資料 目次

[パネルディスカッション]

「農・教・福連携とネットワーク  
による  
障がい者の自立支援」

<パネリスト(50音順)>

岡田 雄幸 (おかだ ゆうこう)  
片山 千栄 (かたやま ちえ)  
加邊 達士 (かべ たつし)  
島 武男 (しま たけお)  
戸川 圭夫 (とがわ けいお)  
水野 長志郎 (みずの ちょうしろう)

<コーディネータ>

石田 憲治 (いしだ けんじ)

## 6. 成果等の公表計画

本事業の要旨は、実施主体である国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究部門や社会福祉法人同仁会のウェブサイト上に掲載して公表する予定である。

また、調査研究の分析結果は、内容・テーマを絞り込んで福祉分野ならびに農業分野等の関係学会において、本事業の成果であることを明記して、順次発表する予定である。

## 参考資料

「地域生活支援事業の実施について」

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（障発第0801002号  
最終改正平成26年6月10日）関係箇所抜粋

別紙1 「地域生活支援事業実施要綱」

別記10 「地域活動支援センター機能強化事業」

## 別 紙 1

### 地域生活支援事業実施要綱

#### 1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### 2 実施主体

##### （1） 市町村地域生活支援事業

市町村（指定都市、中核市、特別区を含む。）を実施主体とし、複数の市町村が連携し広域的に実施することもできるものとする。

ただし、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

また、都道府県が地域の実情を勘案して、市町村に代わって市町村地域生活支援事業の一部を実施することができるものとする。

##### （2） 都道府県地域生活支援事業

都道府県を実施主体とする。

ただし、発達障害者支援センター運営事業は指定都市を含み、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業及び専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業は指定都市及び中核市を含む。

なお、指定都市又は中核市で都道府県地域生活支援事業を実施した方が適切に事業実施できるものについては、指定都市又は中核市に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

また、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

#### 3 事業内容

##### （1） 市町村地域生活支援事業

障害者等に対する理解を深めるため研修・啓発事業、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業、障害者等、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業、成年後見制度における法人後見の活動を支援するための研修等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、手話奉仕員の養成を行う事業、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業を必須事業とし、その他市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業（以下「任意事業」という。）及び社会福祉法人、公益法人（公益社団法人及び公益

財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3項に規定する法人をいう。）、特定非営利活動法人等の団体（以下「社会福祉法人等」という。）が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。また、障害支援区分等事務に要する経費を補助する。

[必須事業]

|                    |         |
|--------------------|---------|
| ア 理解促進研修・啓発事業      | (別記 1)  |
| イ 自発的活動支援事業        | (別記 2)  |
| ウ 相談支援事業           | (別記 3)  |
| エ 成年後見制度利用支援事業     | (別記 4)  |
| オ 成年後見制度法人後見支援事業   | (別記 5)  |
| カ 意思疎通支援事業         | (別記 6)  |
| キ 日常生活用具給付等事業      | (別記 7)  |
| ク 手話奉仕員養成研修事業      | (別記 8)  |
| ケ 移動支援事業           | (別記 9)  |
| コ 地域活動支援センター機能強化事業 | (別記 10) |
| [任意事業]             | (別記 11) |
| [障害支援区分認定等事務]      | (別記 12) |

(2) 都道府県地域生活支援事業

専門性の高い相談支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣を行う事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行う事業及び広域的な対応が必要な事業を必須事業とし、サービス提供者等のための養成研修事業やその他都道府県の判断により、任意事業及び社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。

[必須事業]

|                                 |         |
|---------------------------------|---------|
| ア 専門性の高い相談支援事業                  | (別記 13) |
| イ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業       | (別記 14) |
| ウ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業         | (別記 15) |
| エ 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業 | (別記 16) |
| オ 広域的な支援事業                      | (別記 17) |
| [サービス・相談支援者、指導者育成事業]            | (別記 18) |
| [任意事業]                          | (別記 19) |

(3) 特別支援事業

(1) 及び(2)に定める事業以外の事業であって、市町村及び都道府県の判断により、事業の実施が遅れている地域の支援を行う事業、実施水準に格差が見られる事業の充実を図る事業その他別に定める事業並びに社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。（別記 20）

4 利用者負担

実施主体の判断によるものとする。

## 5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

## 6 留意事項

- (1) 市町村及び都道府県は、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を、それぞれの市町村障害福祉計画、都道府県障害福祉計画に位置付けること。
- (2) 障害者等に対し、点字を用いること及び代筆、代読、音声訳、要約を行うなど障害種別に配慮しながら、本事業の内容を十分に周知し、円滑な実施に努めること。
- (3) 本事業に携わる者は、障害者等の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を守り、信条等によって差別的取り扱いをしてはならないこと。
- (4) 次に掲げる事業については、補助対象とならない。
  - ア 地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業
  - イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
  - ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものも含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

## (別記10)

### 地域活動支援センター機能強化事業

#### 1 目的

障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

#### 2 事業内容

基礎的事業(注1)に加え、本事業を実施する。なお、本事業の例として下記のような類型を設け事業を実施することが考えられる。

##### (1) 事業形態の例

###### ア 地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とする。

###### イ 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。

###### ウ 地域活動支援センターⅢ型

(ア) 地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている。

(イ) このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能である。

(注1) 基礎的事業とは、地域活動支援センターの基本事業（法第80条第1項の規定により、都道府県（指定都市及び中核市を含む）の条例で定める地域活動支援センターの設備及び運営を満たすものであること。）として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うことをいう。

（財源は交付税により措置）

##### (2) 職員配置

上記事業の職員配置の例としては、以下のとおり。

###### ア 地域活動支援センターⅠ型

基礎的事業(注2)による職員の他1名以上を配置し、うち2名以上を常勤とする。

###### イ 地域活動支援センターⅡ型

基礎的事業による職員の他1名以上を配置し、うち1名以上を常勤とする。

###### ウ 地域活動支援センターⅢ型

基礎的事業による職員のうち1名以上を常勤とする。

(注2) 基礎的事業における職員配置は、2名以上とし、うち1名は専任者とする。

(3) 利用者数等

上記事業の利用者数等の例としては、以下のとおり。

ア 地域活動支援センターⅠ型

1日当たりの実利用人員が概ね20名以上。

イ 地域活動支援センターⅡ型

1日当たりの実利用人員が概ね15名以上。

ウ 地域活動支援センターⅢ型

1日当たりの実利用人員が概ね10名以上。

3 留意事項

(1) 実施主体又は運営主体は、本事業の利用者との間に、本事業の利用に関する契約を締結すること。

(2) 地域活動支援センターの事業を実施する者は、法人格を有していなければならないこと。